長野県飯伊医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

（趣旨）

第１　飯伊医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県飯伊医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

（会議事項）

第２　調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。

(1)長野県地域医療構想の策定に関すること

(2)地域医療構想の達成の推進に関すること

(3)地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること

(4)その他必要と認められること

（構成）

第３　調整会議は、30 人以内で構成する。

２　構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから飯田保健福祉事務所長が出席を依頼する。

（座長）

第４　調整会議に座長を置く。

（その他）

第５　この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年１月 19 日から施行する。

２　平成 29 年度の、調整会議は「医療計画について」（医政発第 0331 第 57 号平成 29 年３月 31 日付け厚生労働省医政局長通知）の「医療計画作成指針」による圏域連携会議を兼ねるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。